

石川県福祉サービス第三者評価推進委員会設置要領

(目的)

第1条 石川県福祉サービス第三者評価制度の推進を図るとともに、同制度のあり方について幅広く審議・協議するため、福祉サービス利用者、福祉サービス事業者、学識経験者及び市町などの関係者で構成する石川県福祉サービス第三者評価推進委員会（以下「委員会」という。）を組織する。

(業務)

第2条 委員会は、次の事項について審議し、意見を述べる。

- (1) 第三者評価機関の認証に関すること
- (2) 第三者評価基準及び第三者評価の手法に関すること
- (3) 第三者評価結果の公表に関すること
- (4) 評価調査者養成研修及び評価調査者継続研修に関すること
- (5) 第三者評価事業に関する情報公開及び普及・啓発に関すること
- (6) 第三者評価事業に関する苦情等への対応に関すること
- (7) その他第三者評価事業の推進に関すること

(委員)

第3条 委員は別紙のとおりとする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長をそれぞれ1名置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は委員会を代表し、総括する。
- 4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときには、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、議長となる。

(部会)

第6条 第2条の業務のうち、特定の事項について審議・協議するため、必要に応じ委員会に部会を設けることができる。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は厚生政策課に置く。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が、委員会に諮って定める。

附則 この要綱は、平成17年11月22日から施行する。